

(公正取引委員会資料)

◎ 独占禁止法第9条について

他の国内の会社の株式を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止。

趣旨：国民経済全体における特定の企業グループへの経済力の集中等を防止し、競争が行われる基盤を整備することにより市場メカニズムを十分に機能させるためのもの。

◎ 「事業支配力が過度に集中すること」について

定義：独占禁止法第9条第3項において、以下の要件1～3を満たすものが「事業支配力が過度に集中すること」として規定されている。

<要件1 (①～③のいずれか) >

- ①会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと
- ②これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響が著しく大きいこと
- ③これらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていること

により、

<要件2>

国民経済に大きな影響
を及ぼし、

<要件3>

公正かつ自由な競争の促進の妨げとなること